

10年経ったら交換しましょう



# 春季全国火災予防運動

全国統一防火標語 『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

3月1日㊁から7日㊂まで、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、町民の防火に対する関心を高め、火災から尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

## ●住宅用火災警報器の設置は済んでいますか

火災の発生にいち早く気付き、速やかに避難を開始できるように全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

大切な家族の命や財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

## ●そろそろ交換時期では？

住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなったり、故障しやすくなったりしますので、定期的に点検してください。点検を実施した時に反応しない場合や設置から10年経過しているものは交換しましょう。点検方法はメーカー・機種によって異なるため、取扱説明書で確認してください。

## ●住宅用火災警報器設置調査を実施しています

成田市消防本部では令和4年度より、すべての住宅を対象とした住宅用火災警報器の設置調査を実施しています。消防職員が訪問し、できる限りインターホンなどを利用して調査を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

## ●火災予防イベントについて

町民の皆さんに火災予防について興味や関心を高めてもらうためのイベントを開催します。

このイベントではちびっこ消防車や消防の資器材を展示するほか、地震体験車「まもるくん」の乗車ができます。

- ・日時 3月4日㊁ 10:00～15:00
- ・会場 ユアエルム成田1階センターコートほか

▶問合せ 消防本部予防課 ☎0476-20-1591

## 国が支える・安心が大きくなる 扱い手積立年金

# 農業者年金で安心・豊かな老後を



農業者の皆さん、あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。積立方式の確定拠出型年金で少子高齢時代でも安心な農業者年金に是非ご加入ください。

- ① 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く。）で、年間60日以上農業に従事している20歳以上60歳未満の方が加入できます。
- ② 積立方式で年金額は加入者・受給者の数に影響を受けない、少子高齢時代でも安心できる制度です。
- ③ 保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、加入後でもいつでも見直すことができます。
- ④ 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。
- ⑤ 支払った保険料は、ご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。将来受け取れる農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。
- ⑥ 年金は、終身（生涯）受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れる予定であった年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

▶加入申込み・相談先 （独）農業者年金基金 ☎03-3502-3199

神崎町農業委員会

☎②2114、 J Aかとり神崎支店 ☎②2131